

○委託業務における共同企業体の活用の試行に関する取扱いについて

平成 31 年 1 月 28 日事調第 998 号
各（総合）振興局長あて農政部長

〔沿革〕 令和 2 年 2 月 13 日事調第 1213 号改正

農業農村整備事業の建設工事に係る委託業務のうち、高度な知識、応用力及び分析力等を必要とするものについて、試行として共同企業体を活用する場合の取扱いを次のとおり定めたので、事務処理を適切に行ってください。

記

1 趣旨

委託業務の発注に当たっては、単体企業への発注が原則であるが、特定委託業務共同企業体（以下「特定企業体」という。）を活用する場合の基準とすべき事項を示すものである。

2 対象業務

「委託業務における公募型競争入札の試行に関する取扱いについて」（平成 13 年 3 月 29 日付け建情第 2324 号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）による公募型競争入札に付する業務のうち農業用ダム、ため池、防災ダムの設計業務等を対象とする。

3 結成方法

2 の対象業務ごとに、自主結成とする。

4 特定企業体と単体企業との混合による入札の取扱い

特定企業体と対象業務の処理能力を有すると認められる単体企業との混合による入札を原則とする。

ただし、特定企業体のみによる入札は、特に技術的難度の高い業務に限るものとする。

5 特定企業体の要件

特定企業体は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 構成員数は 2 社であること。
- (2) 構成員の出資比率が 10 分の 3 以上であること。

6 構成員の要件

構成員は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 発注業務に対応する地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項の規定により知事が定めた契約の種類の入札に参加する者に必要な資格を有している単体企業又は協業組合であること。
- (2) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号総務部長、土木部長、農政部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について」）第 2 第 1 項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 競争入札参加等除外措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け局総第 1423 号総務部長、総合政策部長、環境生活部長、農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「競争入札参加等除外措置要領

の制定について」)の規定により、競争入札等への参加を除外されていないこと。

- (4) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (5) 北海道内に主たる営業所又は支店・営業所等を有すること。なお、構成員の 1 社以上が北海道内に主たる営業所を有するものであること。
- (6) 構成員の 1 社以上が過去 5 年間に、発注業務と同種又は類似業務を受託した実績があること。
- (7) 代表者は、管理技術者を配置できること。また、代表者以外の構成員は、担当技術者を配置できること。
- (8) 照査技術者が必要な場合にあつては、構成員の 1 社以上が管理技術者又は担当技術者とは別に配置できること。
- (9) 他の特定企業体の構成員として当該入札に参加する者でないこと。

7 代表者の要件

代表者は、出資比率が構成員中最大であること。

8 資格審査

対象となる業務を所管する部長又は部局長は、公募において競争入札の参加要件として定めるとともに、次の事項を明示し、これにより資格審査申請を行わせるものとする。

また、申請書を受理した場合は、適格事項を審査し、申請者にその結果を通知するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 業務場所
- (3) 業務内容
- (4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 特定企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術要件等
- (6) その他部長又は部局長が必要と認める事項

9 資格審査の提出書類

特定企業体の資格審査申請に際しての提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 特定委託業務共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別記第 1 号様式）
- (2) 特定委託業務共同企業体協定書（甲）（別記第 2 号様式）

10 特定企業体の存続期間

請負契約を締結した特定企業体の存続期間は、当該契約の業務委託料の支払いが完了したときまでとする。

11 特定企業体との契約

- (1) 特定企業体による請負契約書の相手方は構成員の連名とする。
- (2) 請負契約書には、特定委託業務共同企業体協定書（甲）の写しを添付させるものとする。
- (3) 契約締結後、共同企業体編成表を提出させるものとする。

(農村振興局事業調整課事業契約グループ)